

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月
② 昭和53年4月29日から同年5月1日まで

申立期間①について、ねんきん定期便の記録と私が保管しているA社の給料明細を確認したところ、昭和51年8月分の標準報酬月額が低い額とされているので、同社における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、A社に係る厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得たが、当該事業所で継続して勤務しており、給料明細から厚生年金保険料の控除が確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給料明細により、申立人は、A社から9万8,000円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、9万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細において確認できる保険料控除額から、9万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給料明細により、申立人は、A社に昭和53年4月30日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料明細において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年10月11日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年10月11日まで

私は、年金事務所からA社に勤務していた期間の標準報酬月額についての手紙を受け取った。年金事務所に出向いたところ、私の標準報酬月額は遡って引き下げられており、申立期間の一部については、年金事務所にて記録訂正が可能であるとの説明を受けた。しかし、私は、記録が訂正されないと説明された平成5年12月1日から6年4月1日までの期間についても、毎月60万円ぐらいの給与を受け取っており、厚生年金保険料の控除額についても、給与額に相当する控除をされていた可能性があるため、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月1日から同年10月11日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、62万円（これは健康保険の標準報酬月額であり、申立期間当時の厚生年金保険については、53万円が最高等級（第30級）の標準報酬月額である。）と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年6月30日）の後の同年9月6日付けで、6年4月に遡って18万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚31人についても、申立人と同様に、平成7年9月6日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡って減

額訂正する合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間における標準報酬月額について、「入社時から60万円ぐらいの給与を受け取っていたので、平成5年12月1日から6年4月1日までの期間についても訂正してほしい。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同年4月1日付けで申立人の標準報酬月額を62万円に変更する届出が提出されていることから、少なくとも、同年1月から同年3月までに支給された報酬月額の平均額は、62万円の標準報酬月額に相当する額であったことが推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、元事業主からも回答を得られない上、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、当該同僚はいずれも給与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除並びに同社における資格取得時の報酬月額及び保険料控除等について確認できない。

さらに、申立期間当時、A社の給与計算事務を担当していた同僚は、「給与は固定給と歩合給があったが、固定給の金額で資格取得し、3か月ごとに月額を改定する届出をしていた。保険料控除については、標準報酬月額保険料額表を参照の上、適正に控除していた。」と証言している上、申立期間より前に被保険者記録が確認できる同僚から提出された給与明細書によると、その保険料控除額は、当該同僚の標準報酬月額に見合った額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3467 (事案 2927 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から58年9月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から58年9月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで

平成23年6月に、昭和45年1月から46年3月までの期間、51年10月から58年9月までの期間、60年7月から同年9月までの期間、61年1月から同年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知を受けた。このうち、今回の申立期間については、新たに納付したことを示す資料等はなく、納付時期や納付金額等の詳しいことは覚えていないが、私が夫婦二人分の保険料を納付書により納付していたと思う。申立期間について、夫は納付済みとされている期間があるのに、私だけ全て未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、夫婦の国民年金保険料を集金人や納付書により納付し、口座振替手続後は、夫の口座名義の預金通帳から夫婦二人分を口座振替で行い、口座振替できなかった時は遡って納付していたことを覚えているものの、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧であること、ii) 申立期間①のうち、昭和51年10月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間及び57年4月から58年9月までの期間については、保険料を一緒に納付していたとする夫も未納である上、申立期間①のうち、55年10月から同年12月までの期間、56年4月か

ら 57 年 3 月までの期間及び申立期間②については、夫は納付済みとされているものの、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないこと、iii) オンライン記録及びA市の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、自身が申立期間の夫婦の保険料を納付書により納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、前述のとおり、申立期間①のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び申立期間②については、夫は納付済みとされているものの、当該期間前後の夫婦の納付状況は相違しており、申立人が当該期間の夫婦の保険料を一緒に納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和48年12月から50年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年6月まで

私は、被用者年金に加入していたが、A市の職員から国民年金の加入を勧められたので、昭和36年4月頃に加入手続を行った。元妻が亡くなる前に、保険料は夫婦二人分を初めから一緒に納付していたと聞いている。また、48年12月から50年6月までの保険料は還付されているとのことだが、還付された記憶は無い。元妻は亡くなっているため、詳しいことは分からないが、申立期間について、国民年金加入期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする元妻は既に亡くなっており、申立人も申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、被用者年金に加入していたが、A市の職員から国民年金の加入を勧められたので、昭和36年4月頃に加入手続を行い、元妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしている。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、同市で49年2月8日に連番で払い出されており、これ以前に申立人及びその元妻に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその元妻は任意加入被保険者として48年12月11日に国民年金被保険者資格を取得したとされていることから、申立人及びその元妻の初めての国民年金加入手続は、この任意加入被保険者資格取得

日に行われたものとみられる。このことは、同市の申立人に係る国民年金の資格記録情報においても、同年12月11日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得していることとも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間のうち、36年4月から48年11月までは申立人は国民年金に未加入となり、元妻が申立人の分を含め夫婦二人分の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその元妻の保険料は、国民年金被保険者資格を取得した昭和48年12月から納付済みとされていることから、元妻が申立人の分も含め夫婦二人分の保険料納付を開始したのは、同年12月からであったとみられる。

加えて、元妻が昭和36年4月から48年11月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年12月から50年6月までの保険料は還付された記憶は無いとしているところ、オンライン記録によると、当該期間の保険料は、当初は納付済みとされていたが、平成6年1月20日付けで当該期間は厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したため、国民年金被保険者資格取得日を当初の昭和48年12月11日から厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年7月19日に変更処理されている。このため、当該期間の保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複することから、過誤納保険料となり、平成6年2月17日に還付決定されており、この還付記録に不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和36年4月から48年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、同年12月から50年6月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年12月まで

時期は覚えていないが、A市役所の国民年金課の窓口で自分の国民年金加入手続を行った際、遡って納付できる期間の夫の加入手続も一緒に行った。国民年金保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないが同市から送られてきた納付書により同市役所で毎月又はまとめて何回かに分けて納付し、同じ頃に夫の未納分の保険料も遡って納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の国民年金課の窓口で加入手続を行った際に、夫の加入手続も一緒に行き、同市から送られてきた納付書により同市役所で毎月又はまとめて何回かに分けて納付し、同じ頃に夫の未納分の保険料も遡って納付していたとしているところ、申立期間の加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期、納付金額及び納付場所についての具体的な記憶は無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格記録欄に「6.4.1 種別 1 異動事由 強制再取得」、受付記録欄には「7.11.21 届出書名 強制再取」の記載が確認できることから、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得届が平成7年11月21日に行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した6年4月1日に遡って資格取得日とされたものとみられる。この資格取得届出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から7年3月までの保険料は過年度納付、同年4月から同年12月までの保険料は現年度納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、自身の保険料と遡って納付できる夫の

保険料を同じ頃に納付していたとしているところ、オンライン記録によると、夫は、昭和 57 年 5 月 31 日に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、その後、基礎年金番号付番日の平成 12 年 2 月 22 日付けで、国民年金被保険者資格取得日を遡って昭和 61 年 4 月 1 日とされている。この基礎年金番号付番時期を基準とすると、夫は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間に係る保険料を夫と同じ頃に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失（平成 12 年 1 月 1 日）直後の同年 1 月の保険料は同年 2 月 16 日に、同年 2 月の保険料は同年 3 月 31 日に、同年 3 月の保険料は同年 4 月 17 日に、同年 4 月の保険料は同年 5 月 2 日に、同年 5 月以降の保険料も現年度納付されていることが確認できる。夫については、昭和 61 年 4 月から平成 10 年 1 月までの保険料は未納とされていること、同年 2 月の過年度保険料及び 11 年 4 月の現年度保険料は、共に 12 年 3 月 31 日に納付されていること、10 年 3 月の保険料は 12 年 4 月 14 日に、10 年 4 月の保険料は 12 年 5 月 2 日にそれぞれ過年度納付されていること、及び 11 年 4 月を除く 10 年 5 月から 13 年 3 月までの保険料は、12 年 6 月 8 日から 13 年 11 月 12 日までの間に複数回に分割して過年度納付されていることが確認できることから、申立人が夫の保険料納付と同じ頃に何回かに分けて納付したとする保険料は、12 年 1 月以降の国民年金加入期間に係るものであった可能性も否定できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7367 (事案 4422 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から33年11月30日まで
前回、申立てをした際の通知文では、私のA社における勤務実態については確認できないとのことであった。
しかし、申立期間におけるA社での勤務については、前妻に聞いてもらえば分かると思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の保管する健康保険厚生年金保険資格喪失届(事業所控)によると、申立人の資格喪失日は、昭和29年8月1日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の資格喪失日と一致していることが確認できること、ii) 上記の喪失届において同年8月1日に資格喪失している同僚9人のうち、オンライン記録で被保険者記録の確認できる8人の資格喪失日は、申立人と同様に一致していることが確認できる上、当該喪失届の備考欄には、申立人を含め全員に「企業整備のため人員整理」との記載が確認できること、iii) 同社は、「資格取得届と喪失届の控えを除いて、人事記録等の資料は保管されていないことから、申立人の在籍期間は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間における勤務については、前妻に聞いてもらえば分かると思うので確認してほしい。」と主張し、再申立てを行っているところ、申立人の前妻によると、「昭和29年に長女が生まれ、その時は組合などから出産祝いを頂いたと思う。また、長男が生まれた34年の前年に、実家

の家業を継ぐために申立人がA社を退職した覚えがあり、解雇されたということは無かったと思う。」と証言しているとともに、申立人と同日（昭和29年8月1日）に資格喪失している記録となっている同僚によると、「申立人は養子にいかれたはずで、私の在職時に申立人の氏名が変わったことを記憶している。私は、昭和29年の夏頃にA社を辞めたと思うが、申立人は私と一緒に辞めておらず、まだいたはずだと思う。」としていること、及び、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げている同僚によると、「私は申立人よりも先にA社を退職したので、申立人がいつまで勤務していたのかは分からないが、私が同社を退職した時には、まだ在籍していたと思う。」と証言しており、当該同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は30年1月6日であることが確認できることから、退職時期を特定することはできないものの、申立人が29年8月1日以降も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のA社における資格喪失日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、オンライン記録及び同社が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失届（事業所控）における資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、上記の同僚以外に、申立人が申立期間当時の上司として名前を挙げている同僚は既に死亡していることから、当該期間当時の証言を得ることはできない。

さらに、申立期間当時の友人だったとして名前を挙げている同僚については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認することができない上、当該同僚については姓のみの記憶であることから、同人を特定することができず、当該期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月頃から39年7月頃まで
② 昭和40年4月1日から43年3月23日まで

申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録は無いが、勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所台帳及びオンライン記録によると、A事業所及びB事業所はC事業所として、昭和45年12月18日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②において適用事業所であった記録が確認できない上、C事業所は、「申立期間当時の資料は保管されていない為、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和40年4月にB事業所に入社したが、入社当時、事業所はまだ厚生年金保険に入っていなかったため、給与から保険料は控除されていなかったはずだ。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 24 日から同年 8 月 1 日まで
A社B支社には、昭和 48 年 4 月 24 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は同年 8 月 1 日からとなっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間内にのみA社B支社において厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料が残っていないので、申立人の申立期間における勤務状況等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社B支社に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、申立人の主張を裏付ける証言が得られないところ、このうちの複数の同僚は、「試用期間が3か月間ほどあった。」旨証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態等について、確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7370 (事案 239、1437、2333 及び 6661 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間について、今までに4回申し立てたが、認められなかった。
今回、A社から取り寄せた従業員雇入者名簿により、昭和27年4月1日に同社に入社し、勤務したことが確認できたので、再度、調査、審議して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについては、A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が昭和27年4月1日から同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同社では、全ての従業員が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないと認められるほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、申立人は、「同期入社同僚は、昭和27年4月から厚生年金保険に加入していると思うので、再調査してほしい。」と主張しているが、申立人が記憶する同僚と推定される者(平成13年*月*日死亡)は、申立人がA社を退職した後である昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、申立人は、「A社は大企業で、2年半も厚生年金保険被保険者資格を取得させないはずはない。私と同じ年

齢の社員は皆、厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので調査してほしい。」と主張しているが、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人と同じ学年と考えられる被保険者40人（男性22人、女性18人）は、いずれも申立人が同期入社したと主張する同僚2人と同じ昭和29年9月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、申立人は、「中学を卒業した後すぐにA社に入社した。同社の前身であるB社は、昭和18年3月に設立されており、申立期間について厚生年金保険の適用事業所となっていたことは間違いない。」と主張し、申立期間の始期を昭和27年3月26日に変更した上で申立てをしているところ、A社は、18年8月1日にB社として厚生年金保険の適用事業所となっており、事業所名の変更はあったものの、現在まで適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同学年で、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「昭和27年3月に中学を卒業し、A社に入社したが、私の被保険者記録も29年9月1日まで無い。当時は全員が臨時工として入社し、入社後2、3年してから正社員になった。正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している上、上記同僚の1人は、「健康保険証は、比較的早くに健康保険組合から受け取っているが、厚生年金保険被保険者証は、入社後2年ぐらいしてから受け取った。」と証言しており、当時の同社では、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 5 これに対し、今回、申立人は、「A社から従業員雇入者名簿を取り寄せたところ、私の入社日は昭和27年4月1日と記録されている。勤務が認められる同日から厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。」などと主張し、申立期間の始期を前回の昭和27年3月26日から同年4月1日に変更した上で、5回目の申立てをしているところ、申立人から提出された当該名簿により、申立人は、同年4月1日にA社に試用開始されたことが確認できる。

しかし、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚を含め12人の同僚について、上記従業員雇入者名簿の試用開始日と厚生年金保険被保険者資格取得日の関係について調査した結果、いずれも当該名簿の試用開始日が昭和27年4月1日と記載されているにもかかわらず、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日は、その2年5か月後の29年9月1日と記録されていることから、既に、これまでに通知したとおり、当時のA社では、入社（試用開始）と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行

っていなかった状況が認められる。

また、A社は、「申立人は、勤務開始当時は見習期間であり、正社員になる前に退職したため、A社における厚生年金保険被保険者記録が無いのではないか。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月21日から31年5月1日まで
私は、昭和30年7月21日からA社に勤務したが、職員に本採用された後である申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（A社の関連会社）から提出されたA社における申立人の社歴、採用に係る稟議書及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和31年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人と同日の昭和31年5月1日にA社で資格取得している複数の同僚は、同社での給与明細書を保管していないものの、「入社してからA社が厚生年金の適用事業所になるまでは、給与から厚生年金保険料は引かれていなかった。」と証言している。

さらに、B社は、「当時のA社に係る賃金台帳等の資料は保存していない。」としており、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7372 (事案 4711 及び 6593 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月から 28 年 5 月 20 日まで
過去の申立てについて、平成 22 年 11 月 10 日付け及び 23 年 11 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。
しかし、審議結果に納得できない。新たな提出資料は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立人が A 事業所に住み込みで勤務していたことはいか
がえるものの、i) 元事業主の親族は、「申立期間当時、住み込み従業員の社会保険については、本人ではなく、親の意向を受けて取得手続きを行っていたと記憶している。」と証言していること、ii) 複数の同僚が、同事業所での入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は一致していないと証言していること、iii) 同事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番は無いことのほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「昭和25年に学校を卒業したことは、同窓会名簿で確認できるので、同年 7 月に A 事業所に入社したことは間違いない。前回の審議結果に納得できないので、申立期間について、再度調査してほしい。」と主張しているが、申立人から提出された同窓会名簿では、申立人が中学を卒業した年度は確認できるものの、卒業後に勤務した A

事業所での申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「過去2回の審議結果に納得できない。A事業所の資格取得日が昭和28年5月20日となっているが、入社は25年7月頃だった。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。